

# KPING あずさ監査法人

# Insurance IFRS Newsletter

Issue 54, May 2016

「IASBはIFRS第4号の改訂についての再審議を終え、2016年9月にその改訂の公表を見込んでいる」

KPMG International StandardsGroup, KPMGグローバルIFRS保険リーダー

Joachim Kölschbach

#### 内容

IFRS第9号適用の一時的免除	2
その他の主要論点	5
別表:IASBの再審議の要約	11
マイルストーンと今後のスケジュール	15

# IFRS第4号の改訂は投票手続に

2016年5月の会議において、IASBは公開草案「IFRS第9号『金融商品』のIFRS 第4号『保険契約』との適用(IFRS第4号の修正案)」(以下、「本公開草案」) に関する審議を終えた。

### IFRS第9号適用の一時的免除-適格要件の再評価

IASBは、IFRS第9号適用の一時的免除を適用した後にその適格要件を満たさなくなった企業は、その適格性に変化があった後に開始する2期目の年次報告期間においてIFRS第9号を適用しなければならないことで合意した¹。また、IASBは、当初の評価日においてこの一時的免除に適格でない企業について、その事業形態に明白な変化があり、その結果その企業の支配的活動が変わる可能性がある場合には、IFRS第9号の強制適用日の前にその適格性を再評価することを認めることで合意した。

#### その他の主要論点

IASBは、IFRS初度適用企業が、IFRS第9号適用の一時的免除に必要な適格性及び上書きアプローチの適用要件を満たす場合には、それぞれを適用することを認めることを確認した。

また、IASBは、投資者または投資先の一方がIFRS第9号適用の一時的免除を適用しているもののもう一方はその一時的免除を適用していない場合には、関連会社及び共同支配企業への投資者が持分法を用いてそれぞれを会計処理する際には、統一した会計方針の適用を免除する措置を提供した。IASBは、IFRS第9号適用の一時的免除の有効期限を2021年1月1日とすることも確認した。

#### 次のステップ

IASBは、IASBスタッフに投票プロセスを開始することを承認した。IFRS第4号の最終改 訂版は、2016年9月に公表される見通しである。

他方で、IASBは、新たな保険契約に関する基準書の投票プロセスを進行中であり、2016年の末頃にその基準書を公表することを見込んでいる。

<sup>1 2</sup>期目の年次報告期間がIFRS第9号適用の一時的免除の一定の有効期限以降に開始する年次報告期間よりも前の期間である場合にのみ適用される。

# IFRS第9号適用の一時的免除

IASBは、企業がIFRS第9号適用の一時的免除に適格でなくなった場合にIFRS第9号を適用しなければならない日について改訂を行った。

### 適格要件の再評価

#### 論点

本公開草案は、IFRS第9号適用の一時的免除について当初評価を行った後に、企業の事業形態に明白な変化があった場合には、企業はその適格性を再評価しなければならないと提案した。また、本公開草案は、その再評価の結果、企業がもはやIFRS第9号適用の一時的免除に適格でなくなった場合には、企業は翌年次報告期間の期首からIFRS第9号を適用することを提案した<sup>2</sup>。

回答者からのフィードバックでは、企業がもはやIFRS第9号適用の一時的免除に適格でないと判定した直後の翌年次報告期間の期首からIFRS第9号を適用するには十分な時間がないという考えから、これらの提案は支持されなかった。

#### IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、以下を提案した。

#### 提案

#### 論拠

適格要件の再評価(企業がIFRS第9号適用の一時的免除にすでに適格であり、かつそれを適用している場合)

本公開草案の以下の提案を確認する3。

- 企業は、その事業形態に明白な変化があり、その結果自らの支配的活動が変わる可能性がある場合に、かつその場合にのみ、自らの支配的活動が依然として保険関連の活動であるか否かを再評価しなければならない。
- 企業は、事業形態の変化があった直後 の年次報告日現在の負債の帳簿価額 を用いて支配比率を再計算する<sup>4</sup>。
- IASBスタッフは、これらの提案によって、企業に年次ベースで自らの適格性を評価するのに要するコスト及び労力を課すことなく、企業の支配的活動がもはや保険関連の活動ではないという状況が適切に把握されるようになると考えた。

企業の支配的活動がもはや保険関連の活動ではない場合には、企業に以下のいずれかの早い期間からIFRS第9号を適用するよう要求すべきである。

- 事業形態にこのような変化があった 後に開始する2期目の年次報告期間
- IFRS第9号適用の一時的免除の一定の 有効期限以降に開始する年次報告 期間
- IASBスタッフは、再評価日から企業がIFRS第9号を適用するのに3年もかからないと考えた。なぜなら、IFRS第9号は2014年7月に公表されており、その公表以来、市場の理解等が大幅に進んでいるからである。
- IASBスタッフはまた、企業は、もは やIFRS第9号適用の一時的免除に適格 ではないと判定した直後にIFRS第9号 の適用を求められても、準備に十分な 時間を有しているとは限らないこと を認識していた。

<sup>2</sup> 詳細な情報については、KPMGの刊行物「New on the Horizon: Insurance amendments」を参照。

<sup>3</sup> IASBスタッフが確認を求めて提案した具体的な文言を閲覧するには、公開草案ED/2015/11「IFRS第9号のIFRS第4号との適用」を参照。

<sup>4</sup> この支配比率の再計算は、当初の評価日(すなわち、2015年4月1日から2016年3月31日までの年次報告日)後に、企業の事業形態に明白な変化が生じた場合に適用されることになる。

#### 提案

企業の支配的活動がもはや保険関連の活動ではない場合には、企業は、IFRS第9号を適用する前の年次報告期間において、以下を開示すべきである。

- もはやIFRS第9号適用の一時的免除を 適用するのに適格ではない旨及びそ の理由
- 事業形態の変化が生じた日

#### 論拠

- IASBスタッフは、この開示案は、財務諸表利用者が事業形態の変化について理解するのに役立つと考えた。
- ただし、IFRS第9号の適用が遅れる場合 (上記の提案を参照)、IASBスタッフ は、事業形態の変化が生じた直後(すな わち、その変化が生じてから企業が IFRS第9号を適用するまでのすべての 年次報告期間)には、これらの開示を要 求すべきであると考えた。

# 適格要件の再評価(企業が過去にIFRS第9号適用の一時的免除に適格ではなかった場合)

過去にIFRS第9号適用の一時的免除に適格ではなかった企業について、2018年よりも前にその事業形態に明白な変化があり、その結果企業の支配的活動が変わる可能性がある場合には、IFRS第9号の強制適用日(2018年1月1日)の前に、自らの適格性を再評価することを認めるべきである。

支配比率の計算には、事業形態の明白な変化があった直後の年次報告日現在の負債の帳簿価額を用いるべきである<sup>5</sup>。

- 2016年4月における当初の適格性の評価を2015年4月1日から2016年3月31日までの年次報告日とすることを求めるIASBの決定を踏まえると、企業は、当初の評価日現在では適格要件を満たしていなくても、IFRS第9号の強制適用日の前には満たしている可能性がある。
- IASBスタッフは、これらの2つの期間の間に事業形態の明白な変化があった企業については、過去にIFRS第9号を適用したことがなければ、IFRS第9号適用の一時的免除を適用することを認めるべきであると考えた。

IFRS第9号適用の一時的免除に適格となった企業は、自らが適格であるという結論をどのようにして下したのかを説明し、以下を開示すべきである。

- 再評価の理由
- 支配的活動の変化に関する説明
- 事業形態の変化が生じたことにより 適格となった日

- IASBスタッフは、適格性に変化があった ことを示す論拠を財務諸表利用者に明ら かにすることが重要であると考えた。

#### 適格要件の再評価を行うべき時期

企業の事業形態に明白な変化があった結果、企業の支配的活動が変わる可能性がある場合には、その変化は、企業の事業にとって重要であり、かつ外部の当事者に対して立証可能なものでなければならない。

- 数名の市場関係者からのフィードバック を踏まえ、IASBスタッフは、企業がどの ようにすれば事業形態に明白な変化が あったことを識別できるかをIASBは明 らかにすべきであると考えた。
- このガイダンスは、IFRS第9号で提供されている事業モデルの変更に伴う金融資産の分類変更に関するガイダンスと整合的である。

3

<sup>5</sup> この支配比率の再計算は、当初の評価日(すなわち、2015年4月1日から2016年3月31日までの年次報告日)後に、企業の事業形態に明白な変化が生じた場合に適用されることになる。

#### IASBの議論

1名のIASBメンバーは、最終改訂版には念を入れて、再評価は、事業形態を変更する意思または確約が生じた際ではなく、事業形態に変化が生じた後に行われることを明確に示す必要があると表明した。

IASBメンバーからの質問に答えて、IASBスタッフは、最終改訂版には、支配的活動の変化につながらない事業形態の変化の例を加えることを検討する予定であると述べた。

#### IASBの決定

IASBは、IASBスタッフの提案に同意した。

# KPMGの所見

IFRS第9号適用の一時的免除に適格でなくなった企業に評価日からIFRS第9号を適用しなければならない日まで1年間の猶予期間を認めるという今回の決定によって、企業はIFRS第9号の適用計画にさらに時間を掛けられるようになる。ただし、IFRS第9号を適用する企業によっては、1年間は十分に長い期間であるとは限らない。したがって、重要な買収、処分またはこれらに類するリストラクチャリングを検討している企業は、前倒しで計画を進めることが重要である。

企業は、戦略的経営意思決定(例:組織再編に関する活動)にIFRS第9号適用の一時的免除の適用可能性に影響を及ぼしかねないものがあるか否かを予測することに積極的に取り組むべきである。事業形態の変化が支配的活動に影響を及ぼす可能性が高いと合理的に予見している企業は、見積財務数値を作成し、このような変化がIFRS第9号適用の一時的免除の適用可能性にどの程度影響を及ぼすかという確率及び感応度分析を行うことを検討すべきである。これらの結果を用いることによって、企業はIFRS第9号適用のための将来計画の策定に役立てるべきだろう。

# その他の主要論点

IASBは、IFRSの初度適用企業が IFRS第9号適用の一時的免除 または上書きアプローチを適用 することを認めることで合意した。

### IFRSの初度適用企業

#### 論点

本公開草案は、IFRSの初度適用企業 $^6$ がIFRS第9号適用の一時的免除も上書きアプローチも適用することを禁止することを提案した $^7$ 。

一部の回答者は、今回の改訂で対処することを予定している懸念の一部は初度適用企業に も該当する可能性があるという考えから、この提案を支持しなかった。具体的には、その 回答者は、初度適用企業は現状、以下を行っている可能性があると指摘した。

- IFRSに類似する各国の会計基準が適用されている財務諸表において財務情報を表示している。
- 連結上、すでにIFRSに基づく報告を行っているグループに対してIFRS財務情報を報告している。

いずれの場合にも、初度適用企業は、IAS第39号「金融商品:認識及び測定」に基づく(または類似する)財務情報を作成するための報告システム、内部プロセス及び手続並びに管理方針を整備していることになる。

#### IASBスタッフの提案

寄せられたフィードバックを踏まえ、IASBスタッフは、本公開草案を以下のように改訂することを提案した。

#### 

#### IFRS第9号適用の一時的免除

初度適用企業がIFRS第9号適用の一時的免除の適格要件を満たしている場合には、その一時的免除の適用を認めるべきである。

当初の評価日(すなわち、2015年4月1日から2016年3月31日までの年次報告日)における適格要件を評価する際には、初度適用企業は、該当するIFRS基準書が適用されている負債の帳簿価額を使用するべきである。

- IASBスタッフは、初度適用企業には、すでにIFRSを適用している企業と同様の懸念を有している企業もあることを認識した。したがって、IASBスタッフは、これらの初度適用企業には、IFRS第9号適用の一時的免除の適用を認めるべきであると考えた。
- ただし、初度適用企業は過去にIFRS基準 書を適用して財務諸表を表示したことが ないため、IASBスタッフは、初度適用企 業には、あたかも評価日において企業が IFRSを適用して財政状態計算書で表示 しているかのような負債の帳簿価額を使 用するよう要求すべきであると考えた。
- IASBスタッフは、この提案はIFRS第9号 適用の一時的免除をすでにIFRSが適用 されている(またはIFRSと大差ない)内 部報告システムを有している初度適用企 業に限定して適用するものであると考えた。

<sup>6 2018</sup>年1月1日より後に終了する報告期間中に最初の1組のIFRS財務諸表を表示する企業。2018年より前にIFRSを初度適用する企業は、IASBの審議において考慮されていない。なぜなら、このような企業は、適格要件を満たしていれば、両アプローチとも適用することがすでに認められているからである。

<sup>7</sup> 詳細な情報については、KPMGの刊行物「New on the Horizon: Insurance amendments」を参照。

提案 論拠

#### 上書きアプローチ

初度適用企業に、適格資産への上書きアプローチの適用を認めるべきである。

上書きアプローチを適用する初度適用企業には、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」に従って比較情報を修正再表示する場合、上書きアプローチを反映するように比較情報を修正再表示するよう要求すべきである。

- IASBスタッフは、回答者からのフィード バックを受けて、初度適用企業も上書き アプローチを利用できるようにすること を提案した。
- IASBスタッフはまた、IAS第39号と大差ない規定を適用して財務諸表を表示する初度適用企業のみが上書きアプローチの適用に関心を持つことになると考えた。このような規定を適用していない企業にとっては、上書きアプローチの適用には著しいコスト及び労力が必要となる。
- IASBスタッフの修正再表示に関する提 案は、IFRS第1号の比較期間における IFRS第9号適用の短期的免除規定との整 合性を維持したものである。

#### IASBの議論

1名のIASBメンバーは、「初度適用企業がIFRS第9号適用の一時的免除または上書きアプローチのいずれかを適用する場合においても、初度適用企業は初度適用日においてIFRSを適用しなければならない。すなわち、初度適用企業は、各国の会計基準がどの程度IFRSと相違しているかにかかわらず、初度適用日において(IFRS第9号適用の一時的免除または上書きアプローチに加えて)IAS第39号を適用しなければならなくなる」ということを最終改訂版で明確にすべきであると述べた。

### IASBの決定

IASBは、IASBスタッフの提案に同意した。

IASBは、関連会社及び共同支配 企業への投資者に対して、統一 した会計方針の適用を免除する 措置を提供した。

### 関連会社及び共同支配企業への投資者に対する免除措置

#### 論点

IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の第35-36項は、企業が持分法を適用する際には、関連会社または共同支配企業の会計方針を自らの会計方針に合わせるための修正を行わなければならないと規定している。したがって、投資先が財務諸表においてIFRS第9号適用の一時的免除を適用しているものの投資者はその一時的免除を適用していない場合には、投資者は、持分法を適用する前に、投資先の財務諸表にIFRS第9号を適用しなければならなくなる(逆の場合も同様である)。

数名の回答者は、投資者は投資先が適用している金融商品の会計処理を引き継ぐことができるように、この規定を免除する措置を提供するようIASBに要請した。

#### IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、IFRS第9号適用の一時的免除の適格性を報告企業レベルで判定するというIASBの決定は、IFRS第10号「連結財務諸表」の投資企業のための連結免除の適格要件及びIFRS第10号の統一した会計方針の適用を要求する規定と整合的であると指摘した。

ただし、IASBスタッフは、以下も指摘した。

- 投資者は、投資先の財務諸表に対してIFRS第9号の適用またはIFRS第9号の適用の巻 戻しを行うのに必要な情報を得る上で、実務上著しい困難及び(または)追加的コストを被る可能性がある。
- 投資企業ではないが、被投資先(当該会社は投資企業である)を有する企業のための免除措置が存在する。

したがって、IASBスタッフは、必要な情報を得ることによる実務上の困難及び生じうる追加的コストはそれによる便益を上回る可能性が高く、その結果会計方針の整合性が損なわれても、適切な開示を要求することでその不都合を低減することができると結論付けた。

したがって、IASBスタッフは、以下の免除措置を提案した。

対象となる投資者	対象となる投資者に対して許容する (ただし、要求 はされない) 措置
(上書き調整の有無を問わず) IFRS第9号を適用する投資者	自らの財務諸表において、IFRS第9号適用の一時的 免除を適用する関連会社または共同支配企業が適 用するIAS第39号の会計処理を引き継ぐこと
IFRS第9号適用の一時的免除を適 用する投資者	自らの財務諸表において、関連会社または共同支配 企業が(上書き調整の有無を問わず)適用するIFRS 第9号の会計処理を引き継ぐこと

この免除措置は、投資案件別に適用される。なぜなら、投資者に投資先の一部において利用可能なIFRS第9号の情報の使用を禁止すると、投資者の財務諸表の利用者に提供する情報の質が損なわれる可能性があるからである。持分法を適用して投資先の会計処理を行う際にIFRS第9号の適用を選択した投資者は、その後の報告期間においてIAS第39号の適用を選択することはできない。

また、IASBスタッフは、(投資先がIFRS第9号適用の一時的免除または上書きアプローチのいずれかを適用している場合には)投資者はその投資先の以下のような開示の一部を再掲することを提案した。

- 投資先が投資者の財務諸表にとって個別に重要である場合には、以下を開示する。
  - 投資者が投資先に持分法を適用するために使用する財務諸表においてIFRS第9号 適用の一時的免除または上書きアプローチを適用している投資先ごとに、それぞれIFRS第9号適用の一時的免除または上書きアプローチを適用している企業に適用される開示
- 投資先が投資者の財務諸表にとって個別に重要ではないが、全体として重要である場合には、以下を開示する。
  - 投資者が投資先に持分法を適用するために使用する財務諸表においてIFRS第9号 適用の一時的免除または上書きアプローチを適用しているすべての投資先に対して、それぞれIFRS第9号適用の一時的免除または上書きアプローチを適用している企業に適用される定量的開示(の総額)

IASBスタッフは、開示すべき金額について以下のような提案も行った。

- 個別に重要な投資先:開示すべき金額は、投資先のIFRS財務諸表に含まれる金額であり、投資者のその金額に対する持分ではない。
- 個別に重要でないが全体として重要な投資先:開示すべき金額は、投資先のIFRS財務 諸表に含まれる金額に対する投資者の持分法の適用による持分である。

#### IASBの議論

1名のIASBメンバーは、この措置は会計方針の選択として一度限り認められるものであり、 その後の時点で再度検討してはならないことを最終改訂版で明記すべきであると主張した。

#### IASBの決定

IASBは、IASBスタッフの提案に同意した。

IASBは、本公開草案の両アプローチの種々の論点に関する提案を確認した。

# その他論点の確認

#### 論点

市場関係者のフィードバックを踏まえ、IASBスタッフは、IFRS第9号適用の一時的免除及び上書きアプローチに関するその他の種々の論点を確認するようIASBに要請した。

#### IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、IASBが本公開草案の以下の提案を確認することを提案した。

# 提案 論拠

#### 有効期限

本公開草案の以下の提案を確認する8。

- 企業には、2021年1月1日以降開始する年次報告期間より前に、IFRS第9号 適用の一時的免除の適用を中止する よう要求すべきである(第20A項)。
- 上書きアプローチには、一定の有効期 限を設けるべきではない。
- IASBは、IFRS第9号適用の一時的免除に 一定の有効期限を設けることについて、 種々のフィードバックを受けた。この提 案を支持しないとする回答者の大部分 は、財務諸表作成者であった。
- IASBは過去に、IFRS第9号適用の一時的 免除は、IFRS第9号の適用日から新たな 保険契約に関する基準書の適用日までの 期間が短くなる場合にのみ、適用すること ができると述べたことがある。
- 本公開草案の公表以来、新たな保険契約 に関する基準書の公表が見込まれる日に 変更はないため、IASBスタッフは、有効 期限を改訂する必要はない(すなわち、 両基準書の適用日間の期間は依然として 短い)と考えた。
- 上書きアプローチはどのみちIFRS第9号 の適用及びIFRS第9号に基づく財務諸表 の表示を伴うことから、IASBスタッフ は、上書きアプローチに有効期限を設け る必要はないと考えた。

<sup>8</sup> IASBスタッフが確認を求めて提案した具体的な文言を閲覧するには、公開草案ED/2015/11「IFRS第9号のIFRS第4号との適用」を参照。

提案 論拠

企業がIFRS第9号適用の一時的免除を中止することを認めるべきか否か

本公開草案の以下の提案を確認する9。

- 過去にIFRS第9号適用の一時的免除を 適用することを選択した企業は、その 後の年次報告期間の期首において、 IFRS第9号を適用することを選択できる。
- 新たな保険契約に関する基準書の適用的にIFRS第9号適用の一時的免除の適用を中止した企業には、適格金融資産に対して上書きアプローチを適用することを認めるべきである(ただし、要求はしない)。
- IFRS第9号適用の一時的免除の適用を 中止することを選択した企業または 要求された企業は、IFRS第9号の適用 開始日に、IFRS第9号の関連する移行 措置を適用すべきである。

- 大部分の回答者は、これらの提案につ いてコメントをしなかった。
- IASBスタッフは、企業がIFRS第9号を 適用することを禁止することは、IFRS 第9号がIAS第39号と比較して改善さ れた基準書であることを踏まえると、 適切ではないと考えた。
- IASBスタッフは、新たな保険契約に関する基準書の移行措置は、IFRS第9号の移行措置と整合的でなければならないと考えた。なぜなら、IFRS第9号適用の一時的免除の適用を中止した企業は、IAS第39号からIFRS第9号への移行を行うことになるからである。

### 改訂版の適用日

本公開草案の以下の提案を確認する®。

- IFRS第9号適用の一時的免除は、2018年 1月1日以降開始する報告期間に適用 すべきである。
- 上書きアプローチは、企業がIFRS第9号 (「自己の信用」に関する規定を除く) を最初に適用する際に適用すべきで ある。
- 大部分の回答者は、これらの提案についてコメントをしなかった。
- IASBスタッフは、この適用日に関する案は、当局及び財務諸表作成者の双方がこれらの改訂に備えた準備を行う上で十分な時間を与えるものになると考えた。

#### IASBの決定

IASBは、IASBスタッフの提案に同意した。

## KPMGの所見

### 関連会社及び共同支配企業への投資者に対する免除措置

IASBは、上書きアプローチを適用する関連会社及び共同支配企業への投資者には、統一した会計方針の適用を免除する措置を提供しなかった。なぜなら、報告企業はすべての適格資産に対して上書きアプローチを適用する必要がないため、投資者は、統一した会計方針の適用を要求する規定に反することなく、自らの適格資産は対象とするが投資先の適格資産は対象とせずに(または自らの適格資産は対象とせずに投資先の適格資産は対象として)、上書きアプローチを適用することを選択できる。

#### IFRSの初度適用企業

IFRSの初度適用企業にIFRS第9号適用の一時的免除及び上書きアプローチの適格性を認めるというIASBの決定によって、保険業種間の比較可能性が向上し、単体または連結グループの報告上IAS第39号とIFRS第9号を同時に適用する必要がある初度適用企業が限定される可能性がある。

初度適用企業がIAS第39号等(例:IFRS第9号適用の一時的免除を適用する場合には IAS第39号、上書きアプローチを適用する場合にはIAS第39号(の一部)及びIFRS第9号)を適用する際に、該当するすべてのIFRS基準書を適用することも求められる場合には、短期間におけるIAS第39号のシステム及びプロセスを導入することによるコストと、IFRS第9号適用の一時的免除または上書きアプローチを適用することによる(前者のIFRS第9号適用の延期によるコスト込みの)便益を比較して検討しなければならないだろう。

# 別表:IASBの再審議の要約

IASBの審議	IASBの決定	公開草案から の変更の有無
IFRS第9号適用の	一時的免除 一時的免除	の交叉の日派
適格要件	■ IASBは、本公開草案の以下の提案を確認した。 - 適格要件は、報告企業レベルでのみ評価する。 - 企業は、2021年1月1日以降開始する年次報告期間より前に、IFRS第9号適用の一時的免除の適用を中止しなければならない。 - IFRS第9号適用の一時的免除は、2018年1月1日以降開始する報告期間に適用する。	無
	■ 企業は、以下のいずれにも該当する場合にのみ、2021年1月1日より前に開始する年次報告期間において、IFRS第9号ではなく、IAS第39号を適用することを認められる。	有
	- 過去にIFRS第9号のどのバージョンも適用したことがない(自己の信用リスクに関する規定のみを適用している場合を除く)。	無
	- 企業の支配的活動が以下の活動から成る「保険関連」の活動である。  • IFRS第4号の範囲に含まれる、その帳簿価額が企業の負債の帳簿価額合計と比べて重要な負債を生じさせる契約の発行  • IAS第39号に基づき当期純利益を通じて公正価値(FVTPL)で測定する投資契約の発行	有    - 
適格要件の再 評価 (企業がす でに適格であ る場合)	■ 企業は、以下を行う。 - 事業形態に明白な変化があり、その結果企業の支配的活動が変わる可能性がある場合に、かつその場合にのみ、自らの支配的活動が依然として保険関連の活動であるか否かを再評価する。 - 事業形態の変化があった直後の年次報告日現在の負債の帳簿価額を用いて支配比率を再計算する10。	無
	■ 企業の支配的活動がもはや保険関連の活動ではない場合には、企業は以下のいずれか早い期間からIFRS第9号を適用しなければならない。 - 事業形態に変化があった後に開始する2期目の年次報告期間 - IFRS第9号適用の一時的免除の一定の有効期限以降に開始する年次報告期間	有
	■ 企業の支配的活動がもはや保険関連の活動ではない場合には、企業は、当年次報告期間においてそのような結論に達した旨を開示し、その後のIFRS第9号適用前の年次報告期間において本公開草案の第37B(a)-(c)項の開示を行う。	無
適格要件の再 評価(企業が過 去にIFRS第9号 適用の一時的 免除に適格で	■ 過去にIFRS第9号適用の一時的免除に適格ではなかった企業について、その事業形態に明白な変化があり、その結果企業の支配的活動が変わる可能性がある場合には、IFRS第9号の強制適用日(2018年1月1日)の前に、自らの適格性を再評価することを認める。	有
なかった場合)	■ 支配比率の計算には、事業形態の明白な変化があった直後の年次報告日現在の負債の 帳簿価額を用いる¹º。	
	■ IFRS第9号適用の一時的免除に適格となった企業は、自らが適格であるという結論を どのようにして下したのかという説明の一環として、以下を開示する。 - 再評価の理由 - 支配的活動の変化に関する説明 - 事業形態の変化が生じたことにより適格となった日	

IASBの審議	IASBの決定	公開草案から の変更の有無
適格性の再評 価を行うべき 時期	■ 企業の事業形態に明白な変化があった結果、企業の支配的活動が変わる可能性がある場合には、その変化は、企業の事業にとって重要であり、かつ外部の当事者に対して立証可能なものでなければならない。	有
IFRS第9号適用 の一時的免除 の適用の中止	■ 以下に該当する企業は、以下を行う。 - 過去にIFRS第9号適用の一時的免除を適用することを選択した企業は、その後の年次報告期間の期首において、IFRS第9号を適用することを選択できる(第20E項)。 - 新たな保険契約に関する基準書の適用前にIFRS第9号適用の一時的免除の適用を中止した企業は、適格金融資産に対して上書きアプローチを適用することが認められる(ただし、要求はされない)。 - IFRS第9号適用の一時的免除の適用を中止することを選択した企業または要求された企業は、IFRS第9号の適用開始日に、IFRS第9号の関連する移行措置を適用する(第20F項)。	無
支配比率	■ 支配比率は、以下のように算定することとする。	有
	■ IASBは、保険関連の活動に付随する「その他の」負債の例を提供する。	
	<ul><li>■ 支配比率が以下のいずれかの場合にのみ、企業の支配的活動が保険関連の活動であるとみなされる。</li><li>- 90%超</li><li>- 80%超90%以下で、かつ企業が保険に関連しない重要な活動を有していないという証拠を提供できる。</li></ul>	
評価日	■ 企業は、2015年4月1日から2016年3月31日までの間の年次報告日(すなわち、評価日) 現在に計上された負債の帳簿価額を用いて支配比率を計算する。	有
開示	■ 本公開草案の第37A(c)項で提案した開示を修正し、企業に報告日現在の公正価値及び報告期間中の公正価値の変動を、以下の項目別に開示するよう要求する。 - 元本及び利息の支払いのみの(SPPI)テストを満たしていない金融資産 - その他すべての金融資産(すなわち、SPPIである契約上のキャッシュフローを有する資産) IAS第39号に基づく資産の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合に	有
	は、企業は、IFRS第7号の第29(a)項に従って公正価値を開示する必要はない (例:短期売掛債権)。 企業は、この情報を、財務諸表利用者が金融資産の性質及び特徴を理解できるほどの	有
	十分な詳細さで表示しなければならない。	
	■ 第37A (d) 項で提案した開示を修正し、この開示の範囲に含まれる報告日現在の信用リスクが低くない金融資産について、企業にその公正価値及びIAS第39号に基づき測定した帳簿価額の総額を開示するよう要求する。	有

IASBの審議	IASBの決定		公開草案から の変更の有無
開示(続き)		除を適用している旨(本公開草案の第37A(a)項) 種格であるという結論をどのようにして下したのか(本	無
	る場合には、企業は以下を開え - IFRS第4号の範囲に含まれ れる負債	昭約から生じる負債の帳簿価額が総負債の90%以下であまする。 る契約から生じる負債以外で、支配比率の分子に含ま 関連の活動であると判定するのに用いた情報	有
	■ 企業は、連結財務諸表では提供 おいて公表されているIFRS第9	供されていないものの、個別財務諸表で関連する期間に 3号の情報を参照する。	有
IFRS の初度適 用企業	■ IFRSの初度適用企業は、IFRSには、その一時的免除の適用を	第9号適用の一時的免除の適格要件を満たしている場合 を認められる。	有
		5年4月1日から2016年3月31日までの年次報告日)にお は、IFRSの初度適用企業は、該当するIFRS基準書が適用 使用する。	
共同支配企業 及び関連会社	対象となる投資者	対象となる投資者に対して許容する(ただし、要求 はされない)措置	有
に対する投資	   (上書き調整の有無を問わず)   IFRS第9号を適用する投資者	自らの財務諸表において、IFRS第9号適用の一時的免除を適用する関連会社または共同支配企業が適用するIAS第39号の会計処理を引き継ぐこと	
	IFRS第9号適用の一時的免除を適用する投資者	自らの財務諸表において、関連会社または共同支配企業が(上書き調整の有無を問わず)適用するIFRS第9号の会計処理を引き継ぐこと	
	■ この免除措置は、投資案件別に	- 適用され、会計方針の選択として一度限り認められる。	
	を適用している場合には)その - 投資先が投資者の財務諸表 ・ 投資者が投資先に持 第9号適用の一時的免 に、それぞれIFRS第 ている企業に適用され - 投資先が投資者の財務諸表 る場合には、以下を開示す ・ 投資者が投資先に持 第9号適用の一時的免 資先に対して、それ	にとって個別に重要ではないが、全体として重要であ	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案から の変更の有無
共同支配企業 及び関連会社 に対する投資 (続き)	■ 開示すべき金額は、以下のとおりとする。 - 個別に重要な投資先:開示すべき金額は、投資先のIFRS財務諸表に含まれる金額であり、投資者のその金額に対する持分ではない。 - 個別に重要でないが全体として重要な投資先:開示すべき金額は、投資先のIFRS財務諸表に含まれる金額に対する投資者の持分法の適用による持分である。	
上書きアプローラ	F	
適格要件	■ 上書きアプローチの選択は任意とし、IFRS第9号(「自己の信用」に関する規定を除く) を最初に適用する際に適用するものとする。	無
	■ IASBは、本公開草案の以下に関する提案を確認した。 - 上書きアプローチの適格要件(第35B項) - 過去に認識した金融資産の指定に関する規定(第35E(a)-(c)項) - 特定の開示(第37C及び37D(a)-(d)項) <sup>11</sup>	無
	■ 適格金融資産には、企業が規制上または内部資本の要件のために保有する超過資産を 含めることができる。	無
	■ IFRS第4号の範囲に含まれる契約に関連するものとして指定されている金融資産をある 法的事業体が保有しているものの、同じ報告企業内の別の法的事業体がその保険契約を 発行している場合には、企業は、(第37D(b)項と整合的に)上書きアプローチを適用 する金融資産を決定した根拠及びそれらの法的実体の関係の内容を開示する。	有
表示	<ul> <li>■ 上書きアプローチを適用する金融資産に係る利得及び損失について、企業は以下を行う。</li> <li>- 当期純利益に、IFRS第9号の適用を反映する情報を、上書き調整のための単一の独立の表示科目で表示する。</li> <li>- その他の包括利益(OCI)に、上書き調整を、IAS第1号「財務諸表の表示」と整合する形で、OCIのその他の構成項目とは別個に表示する。</li> <li>- 上書きアプローチが個々の表示科目に及ぼす影響を財務諸表注記に開示する。</li> </ul>	有
IFRS の 初度 適 用企業	■ IFRSの初度適用企業は、適格資産への上書きアプローチの適用を認められる。	有
<b>市近来</b>	■ 上書きアプローチを適用するIFRSの初度適用企業は、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」に従って比較情報を修正再表示する際には、上書きアプローチを反映するように比較情報を修正再表示しなければならない。	
その他	■ IASBは、本公開草案の以下に関する提案を確認した。 - 上書きアプローチの適用開始及び適用の中止(第35D、35E(d)及び35F項) - 税引前純利益への上書き調整の適用(BC24項) - 上書きアプローチへの移行(第41K項) <sup>12</sup>	無

11 IASBスタッフが確認を求めて提案した具体的な文言を閲覧するには、公開草案ED/2015/11「IFRS第9号のIFRS第4号との適用」を参照。

# マイルストーンと今後のスケジュール

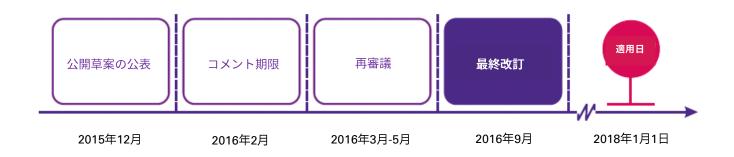
#### IFRS第9号との関係

市場関係者は、2つの基準書の適用日が相違すること(IFRS第9号については2018年、新たな保険契約に関する基準書については2020年または2021年)について重大な懸念を提起した。これには、短期間のうちに連続して2度の大幅な会計処理の変更が行われ、新たな保険契約に関する基準書の適用の前にIFRS第9号の分類及び測定規定を適用しなければならないことを踏まえ、金融資産の分類変更によって、当期純利益及びその他の包括利益(OCI)において会計上のミスマッチ及びボラティリティが一時的に増大する可能性があることに対する懸念も含まれている。このような影響によって、保険者の財務諸表作成者と財務諸表利用者の双方にとって、追加的なコスト及び複雑性が生じる可能性がある。

2015年12月、IASBは、このような懸念に対処するために、IFRS 第4号の改訂案を公表した。IASBは、この案について2016年2月8日 までコメントを募集し、2016年3月から再審議を開始した。

この公開草案に関する詳しい情報及び分析は、(KPMGの刊行物「New on the Horizon」を含む)Insurance topic pageを参照のこと。

新たな保険契約に関する基準書についてIASBの再審議において下された決定に関する詳しい情報は、KPMGの刊行物「IFRS - Insurance Newsletter - Issue 51」を参照のこと。



KPMGの出版物はプロジェクトの異なる側面を検討しています。

4	KPMGの出版物
1	IFRS Newsletter: Insurance (issued after IASB deliberations)
2	New on the Horizon: Insurance amendments (December 2015)
3	SlideShare: Insurance amendments (December 2015)
4	IFRS最新提案の解説:保険契約(公開草案 ED/2013/7) New on the Horizon: Insurance contracts
5	Challenges posed to insurers by IFRS 9's classification and measurement requirements
6	保険規制の進化 - 始まったばかりの進化の道 Evolving Insurance Regulation - The journey begins

保険契約プロジェクトに関する詳細な情報(IASBの保険の提案に IASBのウェブサイトには、ボード会議の概要、会議配布資料、 関するKPMGの出版物を含む)は、KPMGのウェブサイトをご参照 ください。

プロジェクトの要旨、ステータス・アップデートが掲載されて います。

#### 編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

# IFRSアドバイザリー室 ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニューズレターは、KPMG KFRG Limitedが2016年5月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。 翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありま せん。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降において の正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナル が特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

#### www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS保険ニューズレター(IFRS-Insurance Newsletter) は、KPMG が提供する、保険契約プロジェクト に関する最新情報です。

このニューズレターにおいて解説 された内容に関し、追加的な情報を お求めの方は、エンゲージメント・ チームの担当者までご連絡ください。